

令和4年度 鹿沼市総合教育会議 議事録

1 日 時

令和4年9月29日（木） 午後1時30分～午後2時35分

2 場 所

鹿沼市役所特別会議室

3 出席した委員

1	市長	佐藤 信
2	教育長	中村 仁
3	教育長職務代理者	倉松 俊弘
4	教育委員	鈴木 泉
5	教育委員	平野 美恵
6	教育委員	宮田 里枝

4 出席した事務局職員

1	こども未来部長	黒川 勝弘
2	子育て支援課長	杉山 芳子
3	こども総合サポートセンター長	飯塚 利幸
4	こども総合サポートセンターこども・家庭相談係長	川中子 学
5	教育次長	高橋 年和
6	学校教育課長	大貫 照実
7	学校教育課長補佐兼指導係長	清野 竜一
8	学校教育課指導係担当主査・指導主事	辻 和之
9	総合教育研究所副主幹・指導主事	高野 久美子
10	総合教育研究所担当主査・指導主事	雉嶋 邦彦
11	教育総務課長	郷 昭裕
12	教育総務課長補佐兼総務政策係長	田仲 史枝
13	教育総務課総務政策係主査	山本 敬子

5 傍聴者

なし

6 会議の概要

(1) 開 会（進行：郷教育総務課長）

(2) 挨拶

ア 市長挨拶

本日は「総合教育会議」にご出席いただき感謝を申し上げます。

教育委員の皆様には、日頃から本市の教育行政に関し、様々なご支援・ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行が相変わらずであり、収束に向かっているのかどうか、リバウンドするのかどうか、なかなか見極め辛い状況にあります。そのような中で、学校関係では様々なことを心配しながら日々運営にあたっている状況であります。

今年はインフルエンザと同時流行ということが懸念をされておまして、市としてもインフルエンザの予防接種の助成制度も新たに作りまして、出来るだけ予防接種を受けていただいて、新型コロナウイルス感染症の予防接種と併せて、是非接種していただければと、また、学校の方でも指導していただければと思います。

さて、「いちご一会とちぎ国体」が10月1日に開会します。それに先立ち、事前に公開競技が既に行われているところではありますが、鹿沼市では、1日から「卓球」、成年女子の「バレーボール」、その後、障がい者スポーツ大会では「卓球」と「サウンドテーブルテニス」競技が開催されます。

全国から多くの来場者が見込まれ、私もPCR検査を2回行いました。今後検査をすることになりますが、万全を期して、全国からお越しになる関係者、選手の皆様はもちろんです。いい思い出を作っていただけるように、万全を期して行きたいと思っておりますので、教育委員の皆様もお力添えいただければ幸いです。

本日は、「ヤングケアラー」についての現状と課題、また今後の支援に向けての条例の制定などの内容について、こども総合サポートセンターから説明を行うことになっています。

我々の役割は、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進して行くことではないか、と思っています。教育委員の皆様と意見交換し、より良い支援につなげることが出来るよう、ご指摘ご意見を賜ればありがたいと思っております。

今後とも、効果的・効率的な教育施策の実現に向けて、引き続き、教育委員会と連携を図りながら、一体となって進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き、お力添えを頂ければと存じます。委員の皆様のお力添えの意を伺い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

イ 教育長挨拶

市長におかれましては、本日「総合教育会議」を開催していただき、感謝を申し上げます。

また、委員の皆様は、日頃から教育施策の推進にあたり、多くのご尽力を賜り、改めて敬意と感謝を申し上げます。

現在、教育委員会におきましては、第8次鹿沼市総合計画を上位計画として、教育面の教育振興基本計画である「第2次鹿沼市教育ビジョン」が今年度から

スタートしております。本市の教育目標である「学びから 未来を拓く ひとづくり」をテーマとして、教育行政の推進に努めているところでございます。

本日のテーマは「ヤングケアラーについて」ということでもありますので、改めて、児童・生徒に対する支援の在り方や、あるいは学校や教職員のかかわり方を考える貴重な機会であると考えております。こども未来部の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

そのテーマについて説明を伺って、学校や教職員の役割に関して、教育委員の皆様と共に情報や認識を共有していきたいと考えております。

今後も、市長部局との連携を深めて、円滑な行政運営を進めるために、教育委員の皆様方には、これまでどおりのご指導・ご支援をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 協 議（議事進行：佐藤市長）

「ヤングケアラーについて」（別紙資料に基づき説明）

飯塚こども総合サポートセンター長

（意見交換）

佐藤市長 ありがとうございました。
説明は終了しました。
説明を聞きながら自分でも気づくことができました。
デリケートな部分も含めて課題も多くあるということもお判りいただけたかと思ひます。
それでは、委員の皆様からのご意見ご質問をいただきながら、更に見識を深めて、より良い条例化を目指していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

倉松委員 今回、佐藤市長のもと、ヤングケアラー条例が制定されるということは大変有難いことと思ひ、感謝を申し上げたいと思ひます。
我々、教育委員会としてどんな事が出来るのかと考えてみたのですが、国のヤングケアラーに対しての4つの支援が公表されており、早期発見・把握、相談支援、家事育児支援、介護サービスの提供となると思ひます。
ヤングケアラーは、早期発見・把握の場はどこかというところ、それは今説明の中にもありましたが、学校の中ということであろうということです。そうすると教職員の意識が非常に大切になってくると思ひます。ですから、このヤングケアラーということに関しての意味合い・定義等の知識を教職員が持つということが大切だと思ひます。これに関しては、教育委員会でもサポートが出来ると思ひます。

一つ心配なこととしては、学校がやる事として説明がありましたが、全て学校が行うのではなく、チームとしてヤングケアラーの支援を行うべきだと思います。学校にばかりとなると、学校の負担が大きくなってしまいます。そうすると、まずはヤングケアラーを発見するのが教職員ですが、発見した後、次にどこにつなげるか、ということになると思います。先生が対応するのではなくて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、あるいはこども未来部の方につなげるということになっていくかと思います。それをまた教職員の方にフィードバックして、その子のためにどういう対応や支援が良いのかというシステムの構築をすることをきちんとしないと、教職員の負担が増加してしまうのではないかと、ということについて私は心配をしております。その辺のところのチームをきちんと構築した方が良いかと思います。

また、教職員だけではなくて、鹿沼市では今後全ての学校にコミュニティスクールを設ける予定がありますので、先生にもわからない情報を得られるかもしれないと思います。そのような場に対しても、ヤングケアラーの知識を持っていただくことが大切だと思います。

質問ですが、栃木県の実態調査が実施されたとのことですが、調査の内容をお聞きしたいと思います。以上です。

鈴木委員 該当するかどうかは分かりませんが、私の母は17歳の時に自分の母親を亡くしています。長女だった母は、3人の妹と1人の弟がいて、一番下の妹は10歳離れており、当時7歳です。昭和の初期の話です。父親が和菓子の職人で、和菓子店を経営している家庭でした。家事を手伝いながら、妹や弟の面倒を見ながら、自分も勉学に励んでいたということを母から聞きましたが、ヤングケアラーということに対して、適切かどうか分かりませんが、自分の人生の中で自分の母親が早く亡くなる、父親の仕事を手伝わなきゃならない、学校もなかなか行けない状況であり、一番下の妹は10歳も離れていたもので、苦勞をしたと思います。

27歳で私の父と結婚をして、今は亡くなりましたが、そういう人生を経験し、勉強面、経済面、生活面で大変であったろうと思います。

理論どおりに、マニュアル通りにいくかということ、なかなかそのようには行かないわけです。学校も現状では教員不足であるし、先生も忙しいのでなかなか情報が取れにくいと、子供たちの情報をいかに早く見つけていくかということが大変なことで、少子化になり、大切に育てなければならないというのが、

国の宿命であるし、行政の責任だと思います。

ですから、そういう子たちに、精神面の相談にのってあげるという、勉強不足をどうするかということにもきちんと対応できるような行政の仕組みを早く作ると、そういうことを勉強してまいりました。

具体的な対策は今後だと思いますが、やはり理屈通りではなく、現場での現状を把握して物事を進めるということが大事なことだと思うのです。

担当課の方、こども未来部や保健福祉部は大変だと思いますが、鹿沼の将来を担うためにも大事なところなので、私も今日が最後の総合教育会議ですから、そういうことをご提案して意見といたします。以上です。

平野委員 改めてお話を聞かせていただき、考えるものが色々ありました。

ヤングケアラーという言葉が出てから私も昔を振り返った時に、5年生6年生と担任した女の子で、父親が病気がちで外にはあまり働きに出られない状況で、代わりに母親が外で働く時間が多く、5年生の時に生まれた下の弟の面倒を彼女が主に学校から帰った後に面倒を見ているというお子さんがいました。

最初は、家庭訪問に行ったときに大変だねという話をしていたのですが、やはり家庭の中でやらなきゃいけないことがあると、そのストレスが学校生活で出ており、不登校ではないのですが、学校で反抗してているという状況だったのです。

私は、担任として家庭の中に入り込む前に、最初から全てをお話してはいただけないため、回数を重ねいくうちに、この子が学校やクラスで少し反抗したり、友達をいじめたりしているのは、ここが原因なんだと認識するまで時間がかかりました。

学校での気付きが大切だということは今の説明で大切なことだと思うのですが、先ほどの倉松委員も鈴木委員と同様に、それを全て学校教育の中で満たそうとすると、学校の先生の負担がかなり大きいと思います。かと言って、現状、周りの人たちの繋がりが薄れてきている状況であると思います。

そういうことで、私は学校の中にこういう子たち、例えば発達障害のお子さんも増えているので、多少なりとも非常勤とか学校の中で教員の人数を、出来る限り、一日でなくても短時間でも良いので子供の話を聞き出せるという存在の先生がいらっしやると学校としては有難いなと思っています。

先ほど説明でもありましたように、これは今後の大きな課題であると思うので、こども未来部と保健福祉部とそれから学校

教育と連携を密に取りながら今後進めていかななくてはならないと強く思いました。

私も先ほどの栃木県の実態調査は初めてなのかが分からなかったもので、その点を後ほど伺えればと思います。

勉強不足でしたが、「ケアラープロジェクト夜明け」さんを知りましたので、設立はもっと前にされているということだったので、何かの機会に「語りの場」を一度拝見したい、可能であれば皆さんのお話を直接伺いたいなと思います。

ありがとうございました。

宮田委員　今回ヤングケアラーへの支援としての条例制定への動きは、子供にとっての大切な権利を守っていくという部分、保障するという意味でも大変重要であると感じております。栃木県の調査は10月に速報で発表されるということなのですが、恐らく鹿沼市においても調査の方は進めていくことになると思います。

先日、鹿沼市の社会福祉協議会に対してヤングケアラーの対象となる方は具体的にいるのかというお話をしたところ、現時点ではゼロ、把握していないということでしたが、職員の話では全国的に調査をしていく中で一定数の数値が出ている、イコール鹿沼市にも潜在的にヤングケアラーの方がいるのではないかとお話されておりました。早期発見のための社会の認知は今後も大切なことであると思います。対象となる家族やケアラー本人が、自分がケアラーであるということを知る、気付く、そして相談された大人や、気付いた周りの大人がケアラーという存在を理解する事、そしてその先に解決に導くためにつなぐことが出来るので、社会への周知は引き続き重要であると思います。

また子供たち自身が相談しても良いのだとか、相談したい、そしてこの人になら話したい、助けてと勇気を持たた時に駆け込める人・場所について、一つには学校がポイントになってくると思います。また、そうした子供たちの小さな変化に気づく事が出来るのも学校がその一つになってくるかと思えます。先生たちには、いつでも応援しているよという姿勢で、小さな子供たちの変化を受け止めていただく必要性も今後さらに強化していければ良いと思います。

ただ、その先の支援については、学校との連携で鹿沼市全体での連携が必要だと思います。こども総合サポートセンターをはじめとして、高齢福祉、障がい福祉、保健福祉、ケースによっては、連携先が多岐にわたるかと思えます。ケース別に柔軟にサポートできるように公的サポート、民間サポート、もしかしたら企業サポート等の必要も出てくるかと思えます。

そこでは具体的な支援も必要なのですが、未来や将来を想像したりとか、時間や心のゆとりを持ったり、ケアラー自身が生活の中で様々な選択肢を知って、それを選んでいく仕組みがある社会になったら鹿沼市も良いと思います。

最後に、ヤングケアラーはヤングで終わらないと聞いております。18歳を過ぎてもケアラーとして生活する方々が多いです。是非、鹿沼市では全世代型のケアラー支援により、いつでも誰もが生き生きと暮らせるようになったら良いと思います。

私も出来ることで精進していきたいと思っております。以上です。

教育長

学校の役割として事細かく説明をいただきまして有難うございました。

ヤングケアラーに関して参考になるようなこととして、お話の中でも出てきましたけれども、虐待については、児童虐待防止法などでは、学校の役割としては、早期発見の努力義務と通告義務があるわけですが、ヤングケアラー通告ということではないのですが、同じように早期発見については学校が努力するという意味では、似たような部分があると思いますが、何故その学校に早期発見が課せられているかということについては、いろいろ理由が挙げられており、学校は全国に約50,000あり、量的に圧倒的に大きいということと、それから学校には免許をもってしかるべきトレーニングを受けている教員がいて、その教員の数が全国的に多いということ、それから学校というのは子供が一日の大部分を過ごすところであって日常的に長時間接しているので子供の変化に気づきやすい、それから学校というのは一人で対応するのではなくて養護教諭や指導主事、学年主任、教務主任、教頭、校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどチーム対応できる集団として成り立っているということ、そして子供の教育を担っているという役割がありますので、家庭にもある程度は関われるということが理由に挙げられているわけですが、そんなところがヤングケアラーにも通じる場所があると思います。

ただ、同時に、学校に出来ることと出来ないことがあると思うのですが、学校がやれることというのはまず、いかに早く発見するかということ、担任だけではなくて学校全体で対応を検討するという、そしてそれを関係機関と連携して繋げていくこと、それがやはり学校としての役割としては重要視されるということで、そのためには学校の中でも例えばヤングケアラーを発見した場合には、どんな風に対応するかということをおそらく学校の中で決めておいて、校内体制を作っておいて、それを関係機関にどう繋ぐのかという、日頃から関係機関と連

携を図っていくということが大事だということ、これは虐待においてもヤングケアラーについても通じることが大きいのかと思います。

難しいのは、表面に出にくいという部分とか、子供自身が自覚されにくいという点が二つありますので、更に発見の難しさがあるのかと思います。

それと、日頃から思うのですが、いろいろな子どもに関する課題が出てくる中で、子供に対しては担任の先生なり学校の先生が話をしながら対応することは出来るのですが、実は困っている子供の状況は、親も困っているということです。困っている親、困っている家庭は多くあり、親の相談に適切に対応することについては、学校の範囲は限定的になってしまいますし、親の話をよく聞き、親の対応にあたっていくところが、ヤングケアラーに限らず大事な部分になると思いますので、併せて家庭への支援、親の支援についても是非ご検討いただければ有難いと思いますので是非よろしくお願いします。

大変ありがとうございました。以上です。

説明者

倉松委員のご質問のアンケートの内容でございますが、例としていくつか挙げられていますが、小学校6年生向けの調査では、「興味をもって取り組んでいることはありますか」、「今の生活にどのくらい満足していますか」、家族のお世話をしている人に対しては「お世話をして良かったと思うこと」、悩みを相談したことがある人に対しては「相談してどうでしたか」ということ、このような設問があるそうです。

中学2年生・高校2年生に対しては、興味を持って取り組んでいる事とか、孤独という言葉を使わずに孤独感を測定するような設問がいくつか、「今の生活にどのくらい満足していますか」というような設問があります。

中学生・高校生向けには少し難しい言葉を使っていますが、同じような内容を質問しています。

学校向けの調査といたしましては、気になる子供に対する全所属からの引継ぎの状況というようなことが調査項目にあったそうです。

いずれにしましても、学校への調査は全部で19問あり、子供でも20問からの設問があって、それをお答えいただいたようです。

黒川部長

今回、佐藤市長の方からヤングケアラー条例制定も含めて検討を指示いただき、最初に考えたのは教育委員会との連携は必須であろうということです。高橋教育次長と相談をしながら今

日まで進めてきております。

私事を少しお話しますと、過去を振り返るとヤングケアラーだったのだらうと思ひますのは、私は中学1年生の時に母親を亡くしてありますが、ずっと病弱でして、亡くなるまでほとんど病院暮らしをしておりました。

そのような中で、父が働くために私の5歳年上の姉が親代わりになり、弁当も作ってもらいました。私自身は小学校時代に運動会では一人で昼ご飯を食べたりなどの生活はしてきました。当然、経済的な大変な部分はあるが、姉は優秀でありましたが大学進学を諦めて就職をしたのを見ていけば、私も幼いころから自ずと同じようにすべきだと考えて育つたと記憶しています。幸いにも高校卒業後に市役所の職員として奉職する事が出来たので、結論を言ひますと、私は決して不幸な人生を歩んできてはいないと今でも思ひておりますし、胸を張ってそう言ひたいと思ひます。

子どもが家族のお世話をするのはとても尊いことと思ひますし、それを否定する条例ではないということ、まずご理解をいただきたいと思ひます。

全国的な状況を説明させていただきますが、ヤングケアラーに特化した条例を制定するのは、全国でも2番目となります。ケアラー条例でも10自治体程度の制定となります。その中でいち早く取り組んでいくべきだという市長の指示のもと、こども未来部が担当しまして、今日に至っております。

教育長からは、学校で出来ることの限界とか、いろいろお話を頂きました。担当からも重要ポイントとしてお話をしましたが、子供の気持ち、子供がどう感じているのか、そこを大事にしないといけないということです。決して押し付けることのないということです。

学校の先生のご負担ということに関しても、やはり見つけやすい環境にあるのは事実ですので、発見して疑わしきものも含めて、我々と情報共有して支援の必要性はあるのかと、どこでどんな形で支援をしていけばよいのかと一緒に考えることがスタートだと思ひています。

9月の市政一般質問で教育長が答弁されたように、ヤングケアラー発見も含めたフォローは既にされているということでした。我々も承知をしておりますし、更に一步踏み込んで、もう少し鹿沼市はこういう自治体なんだと、先進的なことをやっている自治体なんだと、認知度も上げていただいて、市民全体でヤングケアラーに対する意識を高めたいと思ひております。

学校のみならず、地域での支援も必要不可欠と思ひます。例えば、民生委員・児童委員ですとか、子ども食堂ですとか、いろいろ

な所でお子さんとのかかわりを持つ機会がございます。民生委員・児童委員さんにもヤングケアラーの研修を受けていただきたいと思ひますし、知っていただひて気付いたら福祉の方につないでもらうと、そういう体制をしっかりと築きたいと考えて進めております。こども未来部がどのような気持ちで業務にあたっているかということをお説明いたしました。以上です。

市長 この件に関しては、先日の9月議会でも一般質問がありました。学校の負担ということも話に出ましたが、教育長からお話しいただいたように、一番接する機会が多いのが学校であり、早期発見の窓口としては機会が多いところという内容で答弁していただいたところですよ。

皆様から、貴重なご意見を頂戴し、今後より具体的に肉付けをしながら条例制定に向けて取り組んで行く予定ですが、大いに参考にさせていただきたいと思ひます。

市全体、社会全体で支援をしていかなければならない課題だと思ひますので、そういった機会を出来るだけ設けながら、このような課題があるということをお幅広く市民の皆さんにも分かっただく機会になればと思ひております。そのことを期待して、より良い条例、しっかりと受け止められる市の体制を構築するということでお取り組んでいきたいと思ひますので、引き続きの皆様からのご指導を賜りますようお願いをします。

本日は貴重なご意見をどうもありがとうございました。

説明者…追加資料の配布「ヤングケアラー講演会」「ヤングケアラーの語り場」

(4) その他
なし

(5) 閉 会（郷教育総務課長）